

## 参考資料

### 1 策定経過

---

2021（令和3）年

5月25日

第1回 高知市地域公共交通会議（書面協議）  
・（現行）高知市地域公共交通網形成計画について

8月11日

第2回 高知市地域公共交通会議（書面協議）  
・（次期）高知市地域公共交通計画の方向性と概要について

12月22日

第3回 高知市地域公共交通会議  
・（次期）高知市地域公共交通計画の素案について

2022（令和4）年

1月7日～2月4日

パブリック・コメントの実施

2月24日

第4回 高知市地域公共交通会議（書面開催）  
・パブリック・コメントの結果について  
・（次期）高知市地域公共交通計画の最終案について

3月末日

高知市地域公共交通計画 策定

## 2 高知市地域公共交通会議設置要綱（平成24年4月1日制定）

改正 平成24年4月1日制定  
平成29年7月13日改正  
令和2年4月1日改正  
令和3年5月6日改正

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び変更に関する協議等を行うため、高知市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議等を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 交通計画に定められた事業の実施に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 交通会議は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する委員21人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係する公共交通事業者及びその組織する団体等の代表者又はその指名する者
- (3) 市民又は地域公共交通を利用する者の代表
- (4) 国土交通省四国運輸局高知運輸支局長又はその指名する者
- (5) 高知県中山間振興・交通部長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 高知県警察本部交通部長又はその指名する者
- (8) 国道、県道及び市道の道路管理者又はその指名する者
- (9) 高知市長が指名するその職員
- (10) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は補充による委員の任期は、前任者又は他の委員の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 交通会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の運営)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、あらかじめ会長に届け出ることにより代理の者を出席させることができる。この場合において、委員は、当該代理の者に対し、欠席する会議における委員の権限について委任状により委任を行うものとする。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められるものについては、非公開で行うことができる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 交通会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認められるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明、助言その他必要な協力を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議は、会議において協議が調った事項についてはその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、第2条に掲げる協議等を円滑に行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

3 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、市民協働部くらし・交通安全課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年7月13日から施行し、この要綱による改正後の高知市地域公共交通会議設置要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和4年3月31日までの間に任命又は委嘱される委員の任期は、この要綱による改正後の高知市地域公共交通会議設置要綱第4条第1項本文の規定にかかわらず、任命又は委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

### 3 高知市地域公共交通会議委員名簿

No.	区分（要綱第3条）	所属機関・役職	氏名
1	(1) 学識経験者	高知工科大学 名誉教授 東北大学 シニアリサーチフェロー	くまがい やすひこ ◎熊谷 靖彦
2		高知大学 准教授	おかむら けんじ 岡村 健志
3	(2) 関係する公共交通事業者及び その組織する団体等	とさでん交通株式会社 自動車戦略部長	いとう さかえ 伊藤 栄
4		とさでん交通株式会社 電車事業部長	こんどう ひろし 近藤 寛
5		株式会社県交北部交通 代表取締役	すずき けんじ 鈴木 憲二
6		四国旅客鉄道株式会社 高知企画部長	たおか ひろひさ 田岡 弘久
7		高知市ハイヤー協同組合 理事長	あかし けんいち 明石 健市
8	(3) 住民又は利用者の代表	高知市老人クラブ連合会 会長	さんのみやたかよし 三宮 尊良
9		特定非営利活動法人高知市身体障害者 連合会 会長	なかや けいじ 中屋 圭二
10		高知市町内会連合会会長	ながお たつお 長尾 達雄
11		特定非営利活動法人NPO高知市民会議 事務局長	いけだ こう 池田 剛
12		高知商工会議所 副会頭	ふるや まみよ 古谷 純代
13	(4) 国土交通省四国運輸局高知運輸 支局長又はその指名する者	国土交通省四国運輸局高知運輸支局 輸送・監査部門首席運輸企画専門官	やまもと けい 山本 圭
14		国土交通省四国運輸局高知運輸支局 総務・企画観光部門首席運輸企画専門官	いづみ ひろし 出海 博史
15	(5) 高知県中山間振興・交通部長 又はその指名する者	高知県中山間振興・交通部副部長	かぎやま まさひこ 鍵山 匡彦
16	(6) 一般旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が組織する 団体の代表者又はその指名する者	私鉄高知県連合会 会長 (とさでん交通労働組合執行委員長)	しらき まさゆき 白木 政行
17	(7) 高知県警察本部交通部長又は その指名する者	高知県警察本部交通部 参事官兼交通企画課長	なにくち よしかみ 谷口 桂史
18	(8) 道路管理者又はその指名する者	国土交通省四国地方整備局 土佐国道事務所 副所長（管理）	まつさき ひさき 松崎 久記
19		高知県土木部 高知土木事務所 次長（技術総括）	さかた じんぱち 坂田 仁八
20		高知市都市建設部長	おかざき あきら 岡崎 晃
21	(9) 高知市長が指名する者	高知市市民協働部長	たにわき せきや ◎谷脇 積哉

◎会長 ○副会長

## 4 用語解説

### ア行

#### 【IoT】

「Internet of Things」の略語で、日本語では「モノのインターネット」と訳される。従来インターネットに接続されていなかった様々な「モノ」が、インターネットに接続されることにより、遠隔からでも相互に情報交換や制御ができる仕組み。

#### 【ICカード】

無線による非接触式のIC（集積回路）カードなどを用いて、自動改札機などの案内板にかざすだけで通過でき、現金を持ち合わせていなくてもバスや電車を利用できるカード。高知市では、「ですか」が対応している。

#### 【インバウンド】

訪日外国人観光客のこと。

#### 【エコポイント】

ICカード「ですか」のエコポイント制度は、ICカード「ですか」を利用して電車・バス（高速バスを除く）に乗車した場合、自家用車で移動した場合と比べてどれだけの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出を抑制したことになるのか、利用者の地球環境への貢献を数値で見えるようにしたもの。

電車・バスの乗車距離に応じてCO<sub>2</sub>排出量削減効果を計算し、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）1kg当たり1エコポイントとして積算する。利用者全員の年間エコポイントが積算され、高知県の地球温暖化対策活動に利用される。

#### 【SDGs】

2015（平成27）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。

2030（令和12）年までを期限に17のゴール（開発目標）とそれを実現するための169のターゲット（達成目標）が記されている。

#### 【温室効果ガス】

大気中にあり、太陽からの熱を封じ込め、地球の温度を上げると考えられる働きがあるガス。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタンなど7種類の物質が規定されている。

### カ行

#### 【カーボンニュートラル】

人為的活動を行った際に、排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量と、植物等による温室効果ガ

スの吸収量を同じ量にするという目標。

日本においても、温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロをめざすことを宣言している。

#### 【協働】

市民と市がパートナーシップに基づき、同一の公共的な目的のために役割分担し、共に協力して活動すること。

#### 【区間】

系統のうちバス停からバス停の間のこと。

#### 【系統】

路線のうち異なる経由地を通過する運行経路のこと。

#### 【高知市総合計画】

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例に基づいて定められる計画であり、都市整備や福祉、教育、産業振興など自治体運営のための総合的な指針となる計画で、「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成されている。

#### 【高知市中心市街地活性化基本計画】

中心市街地の活性化に関する法律に基づいて策定する基本計画で、内閣総理大臣により認定を受けると、中心市街地に対して国から重点的に支援を受けることができる。

#### 【高知市都市計画マスタープラン】

都市計画法第18条の2に規定されるもので、高知市が総合計画などの上位計画に即し、住民の意見を反映しながら地域の特性に配慮し、長期的、総合的な視点から都市の将来イメージとそこに至る道筋を描いた、高知市の都市計画に関する基本的な方針のこと。

#### 【交通結節点】

異なる交通手段又は同じ交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。交通結節点は、移動の一連の動きの中の一つの重要な要素であり、「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割を有しており、具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナルなどが挙げられる。

#### 【交通分担率】

移動の手段として、自動車や鉄道、バスなどの交通モードが全体に対してどれくらいの割合で使われているかを示す割合のこと。

#### 【高齢化率、超高齢社会】

総人口に占める65歳以上の人口の割合を「高齢化率」といい、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、

14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」と呼ぶ。

#### 【コミュニティ】

「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」を意味する。

#### 【コミュニティ交通】

周辺エリアの生活拠点や交通拠点等の乗り継ぎポイントにおいて、乗合タクシーが路線バスに接続する「支線」の役割を担う、新たな地域交通システムのこと。

#### 【コンパクトシティ】

土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られ、住民の生活に必要なサービス機能が近接した効率的で持続可能な都市のこと。

#### 【コンパクト・プラス・ネットワーク】

医療・福祉施設、商業施設や住居等が徒歩等で動ける範囲にまとまって立地する生活拠点が複数存在し、各地とこれらの拠点が公共交通のネットワークで結ばれ、住民がこれらの施設等に容易にアクセスできることにより、日常生活に必要なサービスを身近に享受できるまちの姿のこと。

#### 【コンプライアンス】

法令遵守。法律や規則、社会規範などに背くことなく、活動などを行うこと。

### サ行

#### 【サイクルアンドライド】

通勤・通学などにおいて、自転車で直接目的地まで移動するのではなく、バス・電車の利用を促進するために、自宅から自転車で最寄りのバス停・駅に来て、バス・電車等へ乗り換えて目的地に向かうシステムのこと。

#### 【サプライチェーン】

製品の部品調達・製造から流通・販売を経て消費者に届くまでのすべての工程を、ひとつの連動したシステムとしてとらえた考え方。

#### 【市街化区域】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発あるいは整備する区域で、既に市街地を形成する区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことをいう。

#### 【市街化調整区域】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。

#### 【自家用有償旅客運送】

過疎地域等における住民の生活交通や移動制約者の移動手段など、バス・タクシー事業者によることが困難

であり、地域の関係者からなる協議会等で必要性について合意した場合に、道路運送法に基づく登録を受けて、自家用有償旅客運送を行うことができる。

#### 【周辺エリア】

生活維持のための日常生活サービス施設の分布が広域にわたって広がる区域。

#### 【主要ターミナル】

都市の玄関口として広域幹線（鉄道）の発着点又は公共交通の核となり複数の公共交通機関の乗り換えができる交通結節点のこと。

### タ行

#### 【地域ターミナル】

自転車交通や自動車交通と公共交通など複数の交通機関が接続する交通結節点のことをいう。

#### 【中心市街地】

相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地などで、中心市街地の活性化に関する法律第2条に規定されるもの。

#### 【DX】

「Digital Transformation」の略語で、進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をあらゆる面でより良いものへと変革させるという概念。

#### 【デマンド型乗合タクシー】

電話予約により、自宅周辺から目的地まで他の乗客と乗り合いながら送迎するタクシーのこと。

#### 【都市計画区域】

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域のこと。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口や土地利用、交通量などの現況、推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

### ナ行

#### 【ノーカーデー】

特定の日や曜日を決めて自動車の利用を自粛するキャンペーンないしはキャッチフレーズ。自動車交通量の総量を規制する方策の一つとして、渋滞の緩和や大気汚染など、自動車による弊害の抑制を期待して実施される取組

#### 【ノーガード電停】

乗客に対する防護措置が何もない、道路に白線で囲まれただけの電停のこと。

#### 【乗換ポイント】

地域交通道路と公共交通機関が接続する交通結節点又は自動車等と公共交通機関が接続する交通結節点のうち最も規模の小さいポイントのこと。

## 八行

### 【パークアンドライド】

市街地や観光地へ向かう人が、自宅の最寄駅や市街地・観光地周辺の駐車場までマイカーで行き、そこからは公共交通機関を利用すること。

### 【パーソントリップ調査】

人の動きを把握することを目的として行われる調査のこと。どのような人が、いつ、何の目的で、どこから、どこへ、どのような交通手段で動いたかについて調査し、1日のすべての動きをとらえるもの。

### 【廃止路線代替バス】

路線バス等の公共交通機関が廃止された場合、その代替として自治体（市町村）等がバス事業者に替わって運行するバスのこと。

### 【ハブアンドスポーク】

郊外において、拠点となるバス停（ハブバス停）と各バス停を放射状（スポーク）に結ぶ路線網のこと。ルートを絞った運行ができ、運行効率の向上が期待できる。

### 【バリアフリー】

障がい者や高齢者などが社会生活をしていく上で、障害（バリア）となるものを取り除くこと。

### 【フィーダー】

乗り換えが必要な便又は系統。

### 【輻輳】

様々なものが1箇所に集中し、混雑する様態。

### 【PDCAサイクル】

企業等が行う一連の活動を、それぞれPlan（計画）-Do（行動）-Check（確認）-Action（修正）（=PDCA）という観点から管理するフレームワークのこと。

## マ行

### 【モータリゼーション】

道路網の整備と流通経済の高まりに伴って、自動車による活動の比重が大きくなっている。一般的には、市民が使用する乗用車による生活体系とトラック等の貨物自動車による流通形態を含めた総称。

### 【モビリティ】

自動車を中心とする輸送機器一般のこと。

## ヤ行

### 【ユニバーサルデザイン】

障がいの有無に関わらず、すべての人にとって使いやすいように初めから意図して作られた製品・情報・環境等のデザインのこと。

高知市地域公共交通計画

発行 令和4年3月

編集 高知市

【事務局】

高知市市民協働部くらし・交通安全課

高知市本町五丁目1番45号

TEL 088-823-9487 FAX 088-823-7858